

平成9年 糖尿病実態調査

平成11年4月

厚生省保健医療局
生活習慣病対策室

目次

調査の概要

- 1 調査の目的
- 2 調査客体
- 3 解析対象客体の概要
- 4 調査項目
- 5 調査時期
- 6 調査要領
- 7 集計及び作表方法
- 8 本書利用上の留意点

結果の概要

1. 糖尿病有病率の推定

- 1—1. 今回の調査において、糖尿病が疑われる人の総数とその割合
- 1—2. 日本における糖尿病有病者の推計

2. 糖尿病有病者の背景

- 2—1. 「糖尿病が強く疑われる人」の糖尿病検査受診状況と治療状況
- 2—2. 「糖尿病が強く疑われる人」の健診および治療の動向

3. 糖尿病に関する健診と保健指導の状況

- 3—1. 糖尿病検査受診状況
- 3—2. 糖尿病検査の受診機会
- 3—3. 糖尿病検査受診結果の状況
- 3—4. 糖尿病検査受診後の保健指導の状況
- 3—5. 保健指導の内容
- 3—6. 糖尿病検査受診後の保健指導と生活習慣改善の状況
- 3—7. 保健指導の内容と生活習慣改善の状況
- 3—8. 糖尿病検査異常所見者の医療機関受診の状況
- 3—9. 糖尿病健診で異常を指摘されてから、治療を開始するまでの期間

4. 糖尿病に関する医療サービスの状況

- 4—1. 糖尿病診断の状況
- 4—2. 糖尿病と診断された人の治療の状況
- 4—3. 糖尿病の治療内容
- 4—4. 糖尿病治療の詳細な内容

4—5. 糖尿病診療における眼底検査の状況

4—6. 糖尿病状況別の合併症の状況

4—7. 治療状況別の糖尿病合併症の状況

5. 糖尿病の状況別にみた併発症の状況

5—1. 脳卒中と心臓病併発の状況

5—2. 高血圧、高脂血症併発の状況

6. 糖尿病の危険因子

6—1. 糖尿病と肥満

6—2. 糖尿病と家族歴

6—3. 糖尿病と歩行

6—4. 糖尿病と運動習慣

調査の概要

1 調査の目的

平成8年の患者調査において受診中の糖尿病患者数は約218万人と推計されている。しかし、一方で、我が国の糖尿病有病者数は500万人とも600万人とも言われており、未受診者、または治療を中断した患者等を含めた総数は不明であった。

そこで、糖尿病に関する状況を把握し、医療機関を受診していない患者等を含めた有病者数とその背景を明らかにすることにより、今後の効率的な糖尿病施策の展開に資することを目的とした。

2 調査客体

平成9年国民栄養調査で栄養摂取状況調査に応じた20歳以上の人(10,865人)を調査客体とし、血液検査に応じた6,059人(55.8%)を解析対象客体とし、さらに糖尿病に関する質問を行った。

3 解析対象客体の概要

| | 総数 | 20~29歳 | 30~39歳 | 40~49歳 | 50~59歳 | 60~69歳 | 70歳以上 |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 総数 | 6,059 | 657 | 870 | 1,146 | 1,247 | 1,193 | 946 |
| 男 | 2,403 | 234 | 317 | 443 | 486 | 532 | 391 |
| 女 | 3,656 | 423 | 553 | 703 | 761 | 661 | 555 |

4 調査項目

(1) 国民栄養調査で行った調査内容

ア 栄養摂取状況調査

イ 食生活状況調査

ウ 身体状況調査

身長

体重

血圧測定(最高血圧、最低血圧)

歩行数調査

問診 血圧降下剤の有無

喫煙習慣の有無と1日の平均喫煙本数

飲酒習慣の有無と1日の平均飲酒量

運動習慣の有無

血液検査（血色素量、赤血球数、血糖、ヘモグロビンA1c、総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセリド、総たんぱく質）

（2）糖尿病実態に関する質問内容

糖尿病に関連した家族歴、既往歴、保健事業の関わり、治療、合併症等について質問した。国民栄養調査の身体状況調査会場にて被調査者本人が記入した。

5 調査時期

平成9年11月（国民栄養調査・身体状況調査と同時に実施）

6 調査要領

（1）調査員の構成

調査員は、医師、栄養士、保健婦、看護婦、衛生（臨床）検査技師及び助手をもって構成した。

（2）調査系統

調査系統は次の通り行った。

厚生省—都道府県・政令市・特別区—保健所—糖尿病実態調査員

（3）調査票の様式（別添）

- (ア) 身体状況調査票
- (イ) 栄養摂取状況調査票
- (ウ) 食生活状況調査票
- (エ) 糖尿病実態調査質問票

（4）調査方法

ア身体状況調査

調査方法は、調査対象世帯の世帯員を対象とし、被調査者の集合に便利な場所に集めて実施した。

検査方法は次のとおりである。

- (ア) 身長：身長の測定は、靴下を脱がせ、両かかとを、密接させ、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立させて、両上肢を体側にたれ、頭部を正位に保たせて測定した。

(イ) 体重：体重の測定は、被検者を裸体に近い状態にして、体重計の秤台の真中に特に静かに乗らせて測定した。なお、体重は裸体で測定するのが望ましいが、衣服を着たまま測定した場合は、あらかじめ衣服の重さを家庭において計らせ、測定数値から差し引いた。

(ウ) 血圧：血圧は、血圧計を用いて最高血圧と最低血圧について測定した。温度は15°C以上を原則とし異常に寒い環境での測定は避け、被検者が5分以上心身安静をとった後、椅座位にして測定した。ただし、測定部位が心臓と同じ高さにくるような姿勢とし、測定部位は右腕の上腕とする。測定単位は整数とした。

(エ) 問診：血圧降下剤の使用の有無については、現在、医師の指示に関わらず2日に1度（1日を単位とする）以上血圧降下剤を使用している者を「使用している」と判定した。

○運動習慣がある者とは、

- 1・運動の実施頻度として、週2回以上
 - 2・運動の持続時間として、30分以上
 - 3・運動の継続時間として、1年以上
- の3つすべてに該当する者とした。

○飲酒の習慣がある者とは、

- 1・飲酒頻度として週3日以上
- 2・1回に飲む量が酒で1合（ビール大1本、ウイスキーでダブル1杯）以上の2つすべてに該当する者とした。

○喫煙者は、現在、継続的に（毎日または時々）吸っている者とした。

(オ) 血液検査：駆血帯を使用して、肘静脈から採血した。

| | |
|-------------|--------------|
| 総コレステロール | 酵素法 |
| HDL-コレステロール | 選択阻害法（直接法） |
| 血糖 | 酵素法（Glu-DH法） |
| ヘモグロビン A1c | ラテックス凝集比濁法 |

(カ) 1日の運動量：歩数計を用いて測定した。使用機器はアルネス200S、AS-200（デジ・ウォーカーMINI、EM-200 使用可）とした。

- 1・装着する前に操作スイッチを RESET 方向にし、カウントを[00000]にセットする。通常は「WALK」にセットし、ジョギングやランニングを行う時には操作スイッチを「JOG」にセットすること。終わったら、もとの「WALK」に戻すこと。
- 2・装置は、朝起きたらすぐにベルトなどにグリップをしっかりと装着すること。位置は左右のスラックス等、折り目線上が標準である。クリップは差し込んで止まるまで深くまっすぐにセットすること。

イ栄養摂取状況調査

調査日の測定にあたっては、祝祭日、冠婚葬祭その他特別に食物摂取に変化のある日を避け、なるべく普通の摂取状態にある日を選び、あらかじめ被調査者の積極的協力を得るために、調査開始前に被調査区民に対し、調査の趣旨を十分説明した後、栄養摂取状況調査票を各世帯に配布し記入要領を十分説明した上、秤を用いて秤量記入させたが、使用量が少なく秤量困難なもの等については目安量をもって記入させた。

また、調査員である栄養士は、被調査世帯を直接訪問し、記入状況を点検するとともに不備な点のは正や記入要領の指導にあたった。

ウ食生活状況調査

栄養摂取状況調査と同時に実施した。被調査世帯の世帯員満20歳以上の全員を対象に食生活状況調査票を配布し記入させた。

エ糖尿病実態調査

糖尿病実態調査質問票は、身体状況調査の会場で、身体状況調査において採血を承諾した被調査者のみに配布し、被調査者本人に記入させた。

7 厚生省における集計及び作表方法

厚生省に提出された調査票は、審査後に入力を行い集計・作表を行った。

8 本書利用上の留意点

(1) 血圧区分

正　　常　最高血圧140 mmHg未満かつ最低血圧が90 mmHg未満のもの
境界域高血圧　最高血圧140—160 mmHg未満のもの、または最低血圧が90—95 mmHg未満のもので高血圧に含まれないもの
高　血　圧　最高血圧160 mmHg以上のもの、または最低血圧が95 mmHg以上のもの

(2) 肥満の判定

BMI (Body Mass Index、次式) を用いて判定した。

$$\text{BMI} = \frac{\text{体重 kg}}{(\text{身長 m})^2}$$

男女とも 20 歳以上 BMI=22 を標準とし、今回用いた肥満の判定基準は下記のとおりである。

| 判 定 | や せ | 普 通 | 過 体 重 | 肥 満 |
|------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------|
| BMI 肥満度 | 19.8 未満 -10%未満 | 19.8 以上 24.2 未満 -10%以上 +10%未満 | 24.2 以上 26.4 未満 +10%以上 +20%未満 | 26.4 以上 +20%以上 |

(「日本肥満学会による肥満の判定基準」より)

| |
|-------------------|
| 様式第一号 |
| 認可番号承認 No 20791 |
| 承認期限 平成10年2月28日まで |
| 厚生省 4-2-1 |
| 平成9年9月26日登録 |

平成9年国民栄養調査

身体状況調査票

都道
府県

保健所

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----------------------|--------------|-------------------|-------------|-------|--------------------|--|------|--|------|--|
| 地区番号 | | | | | - | | | 市郡番号 | | 世帯番号 | |
| 世帯員番号 | | | 性別 | 1男 | 2女 | 年齢 | | | | | |
| (身体計測) | | | | | | | | | | | |
| 1. 身長 | [] . [] cm | | | | | 7. 喫煙 | | | | | |
| 2. 体重 | [] . [] kg | | | | | ① 以前から(ほとんど)吸わない | | | | | |
| 3. 血圧 | 最高 | [] [] mmHg | ② 以前は吸っていたが今は吸わない | | | | | | | | |
| | 最低 | [] [] mmHg | ③ 現在喫煙している | | | | | | | | |
| 4. 血液検査実施の有無 | ① 有 | ② 無 | 7. ②③を回答した者 | | | | | | | | |
| (検査項目は裏面に記載) | | | 平均 | [] 本 | 喫煙歴 | [] 年 | | | | | |
| 5. 1日の運動量 | [] [] [] [] 歩 | (歩行数) | | | 8. 飲酒 | | | | | | |
| [問診] | | | | | | ① 以前から(ほとんど)飲んでいない | | | | | |
| 6. 血圧降下薬(心臓病又は血圧の薬) | ② 以前は飲酒の習慣があったが現在はない | | | | | | | | | | |
| ③ 時々服用している | ④ 服用を中止した | ⑤ 服用している | ⑥ 不明である | ③ 現在飲酒の習慣有り | ④ 飲酒歴 | [] 年 | | | | | |
| | | | | | | 9. 運動 | | | | | |
| | | | | | | ① 健康上の理由で運動が出来ない | | | | | |
| | | | | | | ② 上記以外の理由で運動が出来ない | | | | | |
| | | | | | | ③ 運動の習慣有り | | | | | |

厚 生 省

(裏面) 血液検査項目

| | |
|---|-----------------------|
| 1 | 血色素量 |
| 2 | 赤血球数 |
| 3 | 血糖値 |
| 4 | ヘモグロビンA _{1c} |
| 5 | 総コレステロール |
| 6 | HDL-コレステロール |
| 7 | トリグリセライド |
| 8 | 総たんぱく質 |

様式 第 2 号
調査年月為 2019 年
承認期間 平成 10 年 2 月 26 日まで
平成 10 年 2 月 26 日登録
平成 9 年 9 月 26 日登録

平成 9 年国民栄養調査

栄養摂取状況調査票

[地区番号] [] - []

[市町番号]

[世帯番号] []

[喫食者人目] []

都道府県 保育所 調査員氏名

厚生省

1 世帯状況・2 食事状況

| 1 世帯状況 | | | | | 2. 日常生活活動強度 | | | | | | | | | | 日食事状況 | |
|--------|-------|-------|------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----|---|-------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|
| 世帯番号 | 2. 氏名 | 3. 性別 | 4. 生年月 | 5. 手帳・授乳牌 | 6. 住居の構造 | | 7. 日常生活活動時間 | 8. 月別 | 9. 月別 | 10. 月別 | 11. 月別 | 12. 月別 | 13. 月別 | 14. 月別 | 15. 月別 | 16. 月別 |
| | | | | | 構造名 | 判定定 | | | | | | | | | | |
| 0 1 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 2 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 3 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 4 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 5 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 6 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 7 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 8 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |
| 0 9 | | 1 男 | 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 月 | 1 納戸 2 玄関 3 廊下 4 授乳室 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 | 7 10時 8 10時~14時 9 14時~19時 10 19時 | 立 |

(注) ① この欄に記入しないで下さい。(記入は調査員が行います)。

月 日 [初食] 食物 摄 取 状 况 調 查

1日の運動量（歩行数）

用式第3号
地政簿年記録 201093
平成10年2月25日まで
横1-4-3-3
平成10年2月26日登録

平吸9年国民党禁闻

食生活状況調査票

(最初の段落の右側を削除してください)

| | | | | | |
|-------|--|--|----|-------|------|
| 地区番号 | | | 一 | 山郡番号 | 世帯番号 |
| 世界戸番号 | | | 性別 | 1男 2女 | 年齢 |

龍道府縣

鳳生省

問1 あなたは1日の四食をとっていますか。ない、やめたい場合はどうですか。

111-2

問2 あなたの今日（栄養摂取状況調査実地1）の朝食、昼食、夕食の時刻についてお聞きします。請
当もも毎日EQBをつけてください。

| ア) 飲食時間 | イ) 食事時間 | ウ) 夕食時間 |
|---------------|---------|------------|
| 1 7時前 | 1 12時前 | 1 午後7時前 |
| 2 7時～7時20分 | 2 12時台 | 2 午後7～8時台 |
| 3 7時30分～7時55分 | 3 13時台 | 3 午後8～10時台 |
| 4 8時以後 | 4 14時以降 | 4 午後11時以降 |
| 5 食べない | 5 食べない | 6 食べない |

問3 あなたがまだん、朝食、零食、夕食のうち、最も大切にしている食事を1つ選んでその番号に○を付けてください。

1. 78 2. 78 3. 68 4. 344

問4 あなた日本人、朝食を食べました。次の文から一つ正しいのは何ですか。

- 1 日とんど毎日食べる
2 毎2～3日食べない
3 毎4～5日食べない
4 毎週1～2回食べない

問5 いつ頃から朝食を食べないことがあるようになりましたか。次の□から1つ選んでその番号に○印を付けてください。

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 小学生頃から | 3 30歳～39歳 |
| 2 中学、高校生頃から | 4 40歳～49歳 |
| 3 高校を卒業した頃から | 5 50歳～59歳 |
| 4 20歳～29歳 | 6 60歳以上 |

114 · 你會說中文嗎？中文不是我第一母語

- | | | |
|------------------------------|----|-----|
| 1 本だん自分で夕食をつくる | いい | いいえ |
| 2 夕食時刻が不規則である | いい | いいえ |
| 3 夕食時あるいは夕食直後に運動を続けることが多い | いい | いいえ |
| 4 夕食後に間食をすることが多い | いい | いいえ |
| 5 外食することが多い | いい | いいえ |
| 6 料理加工食品、市販の惣菜や弁当を食べることが多い | いい | いいえ |
| 7 主食（ごはん、パン、めん類など）を食べないことがある | いい | いいえ |
| 8 果物類を食べることが多い | いい | いいえ |
| 9 野菜をあまり食べない | いい | いいえ |
| 10 他の多くの人に比べて運動量が多い | いい | いいえ |

問7) 初食には、どのような食事を頼りますか。あてはまるものをすべて選んでその番号に○印をつけてください。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 日常のもの | 6 手作りの料理 |
| 2 いろいろな食品や料理 | 7 家族との団らん |
| 3 手軽に食べられるもの | 8 友人や同僚とのつきあい |
| 4 抜本した時間に食べる | 9 食べられればよい |
| 5 痘痘にとって良いもの | 10 無にない |

問8 夕食には、どのような真事を喰りますか。おではまるものをすべて選んでその番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 打きなもの | 6 手作りの料理 |
| 2 いろいろな食品や料理 | 7 家族との隔らん |
| 3 丁寧に食べられるもの | 8 友人や同僚とのつきあい |
| 4 状まった時間に食べる | 9 食べられればよい |
| 5 特徴にとって良いもの | 10 無になら |

平成9年 国民栄養調査・糖尿病実態調査世帯名簿

同民衆實業有，結果均實德固有實際的形狀

平成9年 国民栄養調査・糖尿病実態調査被調査者名簿

| | |
|--------------|----------------|
| 調査票 | 第1号 |
| 調査実施地 | 福岡県 |
| 実施期間 | 平成10年1月20日まで |
| 調査 | 1 - 1 - 17 - 1 |
| 平成10年1月20日受取 | |

平成9年度

糖尿病実態調査質問票

都道
府県

保健所

| | | | | | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 地区番号 | [] | [] | [] | [] | [] | 一 | 市町番号 | [] | [] | [] |
| 世帯番号 | [] | 世帯員番号 | [] | 性別 | 1 男 | 2 女 | 年齢 | [] | [] | [] |

この調査は生活習慣病としての糖尿病の対策を行うための基礎資料を得るもので、糖尿病調査の結果と組み合わせて解析します。
ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、個人の秘密は厳守し、調査の目的以外に使うことはありません。

質問1 あなたの血のつながった方で糖尿病といわれた方がいますか。

1 いいえ

2 いる

→ あてはまる方にすべて○をつけてください。
(分からぬ方は□をつけなくて結構です。)

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 父方の祖父
5 父方の祖母 6 母方の祖父 7 母方の祖母 8 その他

質問2 これまでに糖尿病診断などで糖尿病（尿糖、血糖）の検査を受けたことがありますか。

1 なし

2 あり

→ どこで検査を受けましたか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

- 1 住民健診 2 病院における健診
3 学校における健診 4 人間ドック 5 診察・診療所

→ 検査の結果はどうでしたか。

- 1 正常なし
2 「境界型である」、「糖尿病の氣がある」、「糖尿病になりかけている」、「血糖値が高い」などといわれた
3 「糖尿病である」といわれた

→ 初めてそのようにいわれたのは何歳のときですか。 [] 歳ころ

→ 適当するものにすべて○をつけてください。

- 1 糖尿病検査を受けた
2 糖尿病のパンフレットをもらった
3 医療機関を受診するようにいわれた
4 何も受けていない

→ 食事や運動などの生活習慣を改めましたか。

- 1 いいえ 2 少少は改めた 3 改めた

→ その後、医療機関を受診しましたか。

- 1 いいえ 2 はい

質問3 これまでに医師から糖尿病といわれたことがありますか。

（「境界型である」、「糖尿病の氣がある」、「糖尿病になりかけている」、「血糖値が高い」などのようにいわれた方も含みます。）

1 なし

2 あり

→ 糖尿病の治療を受けたことがありますか。

- 1 対応受けている
2 以前に受けたことがあるが、現在は受けていない
3 ほとんど治療を受けたことがない

→ 初めて糖尿病の治療を受けたのは何歳のときですか。 [] 歳ころ

→ どのような治療を受けましたか。受けたことのある治療法にすべて○をつけてください。

- 1 食事指導 2 運動指導 3 飲みやすさ
4 インスリン注射 5 その他

→ 腹部検査（臍の奥を調べる検査）を受けたことがありますか。

- 1 なし 2 あり

→ 次の合併症にかかっていますか。

- (1) 神経障害（手足がしびれる、感覺がにくくなるなど） 1 いいえ 2 はい
(2) 線維症（眼底に出血がある、視力の低下など） 1 いいえ 2 はい
(3) 胃炎（胃にたんぱくが出てるなど） 1 いいえ 2 はい
(4) 足壊疽 1 いいえ 2 はい

質問4 医師から次の病気につかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。

- (1) 心臓病（狭心症、心筋梗塞など） 1 あり 2 なし
(2) 脳卒中（脳出血、脳梗塞など） 1 あり 2 なし

質問5

- (1) 今までに一番太っていたのは何歳のときですか。 [] 歳ころ

- (2) そのときの体重はいくらでしたか。 約 [] kg

ご協力ありがとうございました

地域ブロック別分類

全国を次の表のように12地域に分類した。

| ブロック | | 都道府県名 | |
|------|-----|---------------------------|--------------------------|
| 北 | 北海道 | 北海道 | 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, |
| 東 | 東 | 青森県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, | |
| 関 | 北 | 茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 長野県, | |
| 東 | 東 | 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, | |
| 近 | 近 | 岐阜県, 愛知県, 三重県, 静岡県, | |
| 北 | 北 | 京都府, 大阪府, 兵庫県, | |
| 中 | 畿 | 奈良県, 和歌山県, 滋賀県, | |
| 四 | 畿 | 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, | |
| 北 | 九 | 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, | |
| 南 | 九 | 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, | |
| | | 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県, | |

職業分類表

| 職業等の分類 | 基 準 | 仕事の種類の内容例示 |
|--------------------------|---|--|
| 勤労労働者 01 常用労働者 | <p>同一の事業所に引き続き 1 カ月以上雇用されている筋肉労働者。</p> <p>事業所には官公および民間を含む。</p> <p>官公の事業所とは、國の行政機関地方公共団体およびそれらの經營する事業所をいう。</p> <p>民間の事業所とは官公以外のものとする。</p> <p>J R , N T T , 日本たばこ産業および駐留軍関係を含める。</p> <p>筋肉労働者のうちには、常用の販売人・サービス職業従事者をも含める。(同一事業所に引き続き 1 カ月以上雇用され、主として物品の販売に従事するもの。または家事用務・客の接待、給仕、慰安など主として個人に対するサービスに従事するもの。)</p> <p>農林・漁業従事者でも官公および法人経営の農林・漁業事業所の雇用者はここに含める。</p> | <p>常用の採炭夫、支柱人、坑内運搬夫、石切出夫、川砂採取人、船員、汽車機関士、自動車運転手、自動車車掌、金属プレス工織物工、ミシン工、建築大工、木箱製造工、建築塗装工、木版製工、ボイラー火夫、守衛、公園掃除人、衛生掃除人。</p> <p>化粧品外交員、駅構内売子、販売人、食堂給仕人、旅館女中、家政婦、集金人、郵便配達人。</p> <p>運材夫、筏流し夫、伐採夫、捕鯨船砲手、海女、投網漁夫、園芸農夫、のり養殖人、こんぶ採取人等。</p> |
| 02 日雇労働者 | <p>官公庁または民間に 1 カ月未満の期間または日々の契約で雇用されている筋肉労働者。</p> <p>日雇の販売人、サービス職業従事者もここに含める。</p> <p>官公および法人経営の農林漁業事務所日雇の雇用者はここに含める。</p> <p>日雇労働者をさらに説明すると日雇健康保険を受けている者は該当し、形式の如何を問わず、他人に雇われているもの(日雇にでるもの)であって、非農林・漁業にあっては日々雇入れられているものをいう。</p> <p>農林漁業にあっては、1 カ月未満の契約によって雇入れられている者であって、実際には 1 カ月以上にわたる雇用関係にある場合でも、形式上「雇用契約」が 1 カ月以内であるものはその契約形式により日雇とするが契約形式が不明確であるものは、賃金の支払形式など、その実態によって判定する。</p> <p>子守、家事手伝などでこれを業で行うのでなく、時たまたのまれて従事し、受ける報酬が労働の対価というよりは、謝礼または友誼的受贈金と考えられる場合にはこれに含まれない。</p> | <p>日雇で上記(1)に示した仕事に従事しているもの。および失業対策の日雇労働者等。</p> |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 03 勤労職員 | <p>個人経営の事務所、または会社、組合その他法人、団体などに雇用され、主として技術的、教育的、書記的、管理的な仕事に従事している者。</p> <p>なお経営者もここに含める。経営者とは民間企業を主宰経営するもので、技術的職業に従事しないものをいう。</p> <p>ただし、「商人および職人」に区分するものは除く。</p> <p>官公庁職員</p> <p>国または地方公共団体の営む事業所、事務所に雇用され、主として、技術的、教育的、書記的、管理的な仕事に従事している者。</p> | <p>民間の事務、事業所において航海士、航空士、ヘリコプター操縦士、無線通信士、船舶無線通信士、有線通信員、電話交換手、タイピスト、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、あんま師、接骨師、採炭技術者、合金技師、工作機械組立技師、電気工事技術者。</p> <p>小学校校長、高等学校教員、洋裁学校講師、医学研究員、人事事務員、給与事務員、電報受付事務員、小荷物受付事務員、出札事務員、火災保険代理店主、建築現場監督者、販売部長、人事課長、会社社長、工場長、組合理事、映画館経営者、ホテル経営者等。</p> <p>官公庁または官公立の事務所、事業所において、上記に例示した種の仕事に従事している者等。</p> |
| 04 自営業その他 商人および 職人 | <p>独立した小規模（家族でない使用人4人以下）で商品の仕入、販売、製造、加工またはサービスを提供する事業を営む事業主または家族従事者および事業主の雇用者で他に分類されない者。</p> | <p>青果店主、菓子小売店主、洋品店店員、理髪店員、表具屋、たばこ屋、写真屋、紙芝居屋、織物ブローカー、呉服行商人、鮮魚行商人、牛馬仲買人、材木壳買仲立人、呼壳人。</p> <p>鬻職、植木職、大工、左官、屋根屋、ブリキ屋、ベンキ屋、石屋、建具屋、疊屋、靴屋、靴磨き、露天商、屑屋等。</p> |
| 05 農林・漁夫 | <p>個人で農業、林業または漁業を営んでいる者、その家族従事者およびその事業主の雇用者。</p> <p>法人経営の農林漁業事業所の雇用者はここに含めない。</p> | <p>農耕主、農業家族従事者、園芸農夫、豚飼育人、馬丁、運材夫、筏流し夫、伐採夫、海女、投網漁夫、こんぶ採取人等。</p> |
| 06 自由業者 その他の 人 | <p>個人で自分の専門の技術や知識を内容とする仕事に従事する者。</p> | <p>開業医師、開業歯科医師、開業薬剤師、開業あんま師、開業接骨師、弁護士、オペラ歌手、講談師、脚本家、画家、会計士、カメラマン、職業野球選手、マネキン等。</p> |
| 07 小中学校 児童生徒 | <p>幼稚園および保育園等の児童福祉施設の児童を含める。</p> | |
| 08 高校以上の 生徒学生 | <p>高校以上の学校（各種学校を含み修業年限1年未満のものは除く）の生徒学生。</p> | |
| 09 家事従事者 | <p>日常家事に従事することを常態としている者をいう。</p> | <p>一般家庭の主婦、女中等。</p> |
| 10 無職 その他の 人 | <p>職のない者。就学前の乳幼児を含む。ただし幼稚園児、児童福祉施設の児童は除く。</p> | <p>失業者、隠居者等。</p> |